

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第64号	
事故等名	浚渫船和光丸乗組員負傷	
発生年月日	平成20年10月10日16時20分ごろ	
発生場所	衣浦港西防波堤灯台から真方位342° 1,740m付近 (北緯34° 50' 08" 東経136° 55' 57" )	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月27日 横浜・地方事故調査官が船舶所有者から負傷状況等文書入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	A 被押航式起重機船兼浚渫船 和光丸 1,888トン なし 和光建設株式会社、ヤマト工業株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 押船兼作業船 第十八光曳丸 19トン 292-39885 和光建設株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 A 甲板員 58歳、経験年数は不詳 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 甲板員右手人指し指不全切断、右手挫減創 B なし	
損傷	A なし B なし	
事故等の経過	A船は、衣浦3号地最終処分場において、A船にB船を接舷作業中、B船の係留ロープをA船のビットに掛ける際、平成20年10月10日16時20分ごろ、B船が動揺したため、A船甲板員が係留ロープとビットに右手人指し指を挟まれた。 当時、天候は薄曇りで、風力1の南南西風が吹いていた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 作業者の事故防止のため係留ロープに補助ロープが取り付けられていなかった。 甲板員は、係留ロープをビットに掛ける際、補助ロープを使用していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船に接舷作業中のB船が動揺した際、A船甲板員が適切な係留作業を行わなかったため、係留ロープとビットに右手人差し指を挟まれたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	